

にゅーす ことば
新闻热点・ニュースの言葉

选择性夫妻异性 (制度)

选择的夫婦別姓 (制度)

大家都喜欢自己的名字吗？在众多的归国者中，因为所遇境况，有过几次更改自己姓名的经历的人想必会有吧。对于更改姓名一事，有的人会有抵触，相反对此感到高兴的人或许也会有。名字可以说是一个代表自己的固有的东西。虽然也有同名同姓的人，但是姓名对一个人自身来说都是唯一的東西。围绕着这个姓名的问题，现在日本正掀起一场争论，这就是关于“选择性夫妻异性制度”。

正如大家也都知道的那样，在日本根据民法规定，伴随着婚姻的成立夫妻必须使用相同姓氏。男方的姓也好，女方的姓也行，必须选择其中的一个姓氏。而实际上，几乎都是女方把自己的姓氏更改为男方的姓氏。其中有些人（主要是女性），即使是把自己的姓改成结婚对象的姓氏，而在工作单位等的场所，作为“通称”还是继续沿用原姓，但是在法律上夫妻是同样的姓氏。



所谓“选择性夫妻异性制度”，是指结婚后，就夫妻的姓氏可以选择是用同一个姓还是用不同的姓这样一个制度。对于这个选择性的夫妻异姓的讨论已经展开很长一段时间了，特别是最近这 20 几年来，随着越来越多的女性进入社会，这个问题的讨论也上升到了一个正式的阶段。那么，具体来说都是基于什么样的理由来要求重新审视这项由来已久的制度的呢？

皆さんは自分の名前は好きですか？ 帰国者の皆さんの中には、その境遇から何度か自分の名前が変わった経験をお持ちの方がいらっしゃるとおもいます。名前が変わることに対する抵抗感や、逆に喜びを感じた方もいるかもしれません。名前は自分を表す固有のものと言えるでしょう。同姓同名もありますが、自分にとっては唯一のものであります。この名前をめぐって今、日本で論議が起こっています。「选择的夫婦別姓制度」についてです。

皆さんもご存じのように日本では、民法上では結婚に伴い夫婦は同一姓にしなければならないことになっています。男性の姓でも女性の姓でも構いませんが、どちらか一つを選ばなければならないのです。実際には、女性が男性側の姓に変わるのがほとんどです。中には結婚して相手の姓に変わっていても、職場などでは「通称」として旧姓を名乗り続ける人（主に女性）もいますが、法律上は夫婦は同一姓です。

「选择的夫婦別姓制度」とは、結婚後の夫婦の姓を同姓にするか別姓にするかを、選択できるようにする制度ということです。この选择的夫婦別姓に対する論議は、かなり前からされていますが、特にここ 20 数年ほどは、女性の社会進出が進む中で議論が本格化しています。では、具体的にどのような理由で従来の制度への見直しを求めているのでしょうか。

まず、結婚で姓が変わることが多いのは女性で

首先，因结婚改变姓氏的多是女性。女性通过在职场不断地积累经验使得自己的姓名在社会上得到认可，而更改姓名就意味着会带来很多不便并蒙受不利。此外，不得不改姓一事，也就意味着要舍弃使用了数十年的有着深厚感情的姓氏。还有，像离婚或是结婚这样一些非常私人的事情，由于姓氏的更改会被周围的人都知晓。此外，如果男女双方都是独生子女的两个人因结婚而使用同一姓氏的话，另一方家族的姓氏就会消失等等。对于以上这些问题的抵触、难以接受的感觉都可以作为理由列举出来。基于这样的社会潮流以及一些个别人的情况，从希望至少可以选择姓氏的愿望出发的诉求就是“选择性夫妻异姓制度”。

这项“选择性夫妻异姓制度”开始在公共机构进行讨论的是 1996 年。包括这个问题在内的民法改正案在国会进行过意见陈述，但是由于自民党的反对，国会没有对此进行审议。

只是在此之后，“夫妻必须同姓这项制度不就是损害了个人的自由，违反了宪法吗？”这样的私人级别的诉讼等也被提出过好几起。但是在法庭，所有的判决结果都是现在的夫妻同姓是符合宪法的，作出的判决也都是修改民法的规定的讨论必须要在国会进行。只是，在当今国内外认同多元化、追求性别平等的趋势下，这个问题就成为了一个不可忽视的主题，也成了 2021 年 10 月的国政选举的一个论点。

针对这个问题的讨论，内阁府 2017 年实施了一项民意调查。其结果显示，有 42.5% 的人赞同法律上的夫妻异姓制度，29.3% 的人坚持主张



すが、キャリアを積み重ね社会的に通用していた名前が変わることで、不便や不利益を被ることがあるということ。また、姓を変えねばならない場合、何十年も使った愛着ある名前を捨てるなければならないこと。そして、離婚、結婚というごくプライベートなことが、姓の変更により周囲に知られてしまうこと。また、一人っ子同士で結婚で同一姓にすると、片方の家族の姓が消えてしまうことなど。これらへの抵抗感や違和感が理由に上げられています。このような社会的流れや個別の事情を踏まえ、少なくとも姓を選べるようにしてほしいということで求められているのが「選択的夫婦別姓制度」です。

この「選択的夫婦別姓制度」の公的な機関での検討が始まったのは 1996 年。この問題を含む民法改正案が国会に答申されましたが、自民党の反対で国会審議は行われませんでした。

その後も、夫婦同一姓にしなければならない制度は、個人の自由を損なう憲法違反ではないか、という個人レベルでの訴えの裁判等が何件も起こされました。しかし、裁判所ではいずれも現在の夫婦同一姓は合憲であるという判決となり、改正のための議論は国会でなされるべきとの判決が出されています。ただ、この問題は、多様性を認め、ジェンダーの平等を求める昨今の国内外の動きの中で無視できないテーマとなっており、2021 年 10 月の国政選挙の論点にもなりました。

この論議に対して平成 29 年に内閣府が実施した世論調査では、法律上の夫婦別姓制度に賛成する人は 42.5% で、あくまで同姓を名乗るべきと主張する人は 29.3% という結果になりました。早稲田大学がインターネットで調べた最

应该使用同一个姓氏。据说早稻田大学通过互联网做出的调查的最近的结果显示，70%的人赞成“选择性夫妻异姓制度”。

据说像这样结婚后只认可夫妻同一姓氏的国家，全世界也就只有日本。作为那些反对选择性性别姓制度的人们的理由，有以下等的一些观点“会失去家庭的纽带、家庭的一体感”、“会损害子女的姓氏的安定性”

那么，让我们稍微看一下其他的国家的状况吧。中国就不用说了，是夫妻异姓。中华人民共和国成立之后的 1950 年，在新的婚姻法中规定了“夫妻双方都有各用自己姓名的权利”，这似乎成为了夫妻异姓制度。不过，子女的姓氏看起来一般多是随父姓。只是独生子女政策取消之后，好像也出现了第二个孩子随母姓的趋势。

那么，俄罗斯怎么样呢？虽然俄罗斯实施的是不强制夫妻同姓的选择制，但是实际上结婚后好像还是有很多女性改为男方姓氏。

顺便说明一下，俄罗斯人的名字的构成是“名字+父名+姓氏”，所以无论是男性还是女性其名字中都有父亲的名字。比如说，俄罗斯总统普京的姓名是“弗拉基米尔（名）+弗拉基米罗维奇（父名）+普京（姓）”，由此可以知道其父亲也还有和普京总统相同的名字呢。



即使是在采取了像这样的“选择性夫妻异姓制度”的国家里，事实上结婚后还是从夫姓的多，像俄罗斯这样名字里有父名，再有

无论是在中国还是在俄罗斯，子女的姓氏还多是随父姓，由此可以看出关于姓名还是男性处于优势的地位。

在 82 期中介绍过的“LGBT”的人们的婚姻，

近の結果では、70%の人が「選択的夫婦別姓」に賛成だったそうです。

このように結婚後の姓を同一姓のみしか認めない国は、世界でも日本だけだそうです。選択的別姓に反対する人の理由としては、「家族の絆、一体感が失われる」「子供の姓の安定性が損なわれる」等の意見が出ています。

では、他の国を少し見てみましょう。中国はいうまでもなく夫婦別姓ですね。中華人民共和国成立後の 1950 年、新たな婚姻法に基づき「夫婦双方は、それぞれ自己の姓名を使用する権利を有する」と規定し、夫婦別姓制度となったようです。しかし、子供の姓は父姓を名乗ることが多いそうです。ただ一人っ子政策が廃止されてからは二人目を母親の姓にするという動きもあるようです。

では、ロシアはどうでしょうか？ロシアは同一姓を強要することはない選択制ですが、実際には結婚後男性の姓に変わることが多いようです。ちなみにロシアの名前の構造は「名+父称+姓」となっており、男性にも女性にも父親の名前がついてきます。例えば、プーチン大統領は「ウラジーミル（名）+ウラジーミロヴィッチ（父称）+プーチン（姓）」となり、お父さんもウラジーミルさんというプーチン大統領と同じ名前だったことがわかりますね。

このように「選択的夫婦別姓制度」を取っている国でも、事実上はまだ結婚後に男性姓になることが多かったり、ロシアのように名前に父称がついて回ったり、中国もロシアも子供の姓は父親の姓になることが多かったりと、名前に関してはまだ男性上位の状況のようです。

比如即使是有关生理学上的同性之间的婚姻，也出现了认可的动向。像这样在多元化的世界的潮流中，拘于性别起名这样的想法是不是也会发生变化呢。关于这项选择性夫妻异性问题的讨论，或许也会成为一个重新思考有关家庭、社会的应有方式的一个机会吧。

(Bab)

82号で紹介した「L G B T」の人たちの結婚、例えば生理学上の同性同士の結婚に関しても、認めていく動きも出てきています。このように多様化する世界の流れの中では、性にこだわった名づけというのも、変化していくのではないのでしょうか。この選択的夫婦別姓についての論議は、家族や社会の在り方について今一度考え直す機会にもなるかもしれませんね。

(Bab)